

専門科目

総合補償

令和7年度補償業務管理士検定試験問題

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

試験開始時刻前に、開いてはいけません。

(注意) この試験問題の解答は、電子計算機で処理しますので、以下の解答作成要領をよく読んで、別紙の解答用紙に記入してください。

解答作成要領

1. 配布される書類

配布される書類は、「試験問題（この印刷物）1部」及び「解答用紙1枚」です。もし、配布に間違いがあったら、すぐ手をあげて、係員に知らせてください。

2. 試験問題

(1) 試験問題は、各部門15問で未取得部門を1部につづったものです。問題番号は土地調査から事業損失までの通し番号で、土地調査部門：問1～問15、土地評価：問16～問30、物件：問31～問45、機械工作物：問46～問60、営業・特殊補償：問61～問75、事業損失：問76～問90となっています。試験開始後、試験問題を開いて、ご自分の未取得部門の問題がない方、印刷がはっきりしないもの等があったら、手をあげて、係員に知らせてください。

(2) 試験問題は、試験開始後、未取得部門の数ごとに、退室が可能となる時間帯に退室される方と、試験終了まで試験室に在室した方に限り、持ち帰りを認めます。

3. 解答作成の時間（未取得部門の数にかかわらず9時15分開始です）

(1) 未取得部門が1部門の方 9時55分まで (2) 未取得部門が2部門の方 10時35分まで

(3) 未取得部門が3部門の方 11時15分まで (4) 未取得部門が4部門の方 11時45分まで

終了時間がきたら解答をやめ、係員の指示に従ってください。

4. 解答用紙の記入方法

(1) 解答は、この問題には記入せず、必ず別紙の解答用紙（1枚）に未取得部門の解答についてのみ記入してください。

(例) 甲野太郎が受験番号10137の場合

(2) 解答用紙には、受験地（該当する受験地名のマーク欄の ☐ 印を黒く塗り潰してください。）、氏名、受験番号〔5桁〕（算用数字で縦に記入し、該当数字の ☐ も黒く塗り潰してください。）を忘れずに記入してください。

受験番号	氏名	甲 野 太 郎									
	万の位	1	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	千の位	0	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	百の位	1	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	十の位	3	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
	一の位	7	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐

(3) 解答用紙への記入は、必ず B 又は HB の黒鉛筆を用いて、濃く書いてください。ボールペン、インキ、色鉛筆等を使った場合は無効になります。

(4) 解答用紙には、必要な文字、数字及び ☐ を黒く塗り潰す以外は一切記入しないでください。

(5) 解答は、右上の例のように、各問題に対し、正しいと思う選択肢の番号一つを選び、その下の枠内を黒く塗り潰してください。これ以外の記入法は無効になります。

(6) 解答は、各問について一つだけです。

二つ以上を黒く塗り潰した場合は、無効になります。

(7) 解答を訂正する場合には、間違えた箇所を消しゴムで、跡が残らないように、きれいに消してください。消した跡が残ったり、 や  のような訂正は無効になります。

(例)

問1	☒ 1	☐ 2	☐ 3	☐ 4
問2	☐ 1	☒ 2	☐ 3	☐ 4
問3	☐ 1	☐ 2	☒ 3	☐ 4
問4	☐ 1	☐ 2	☐ 3	☒ 4
問5	☐ 1	☐ 2	☒ 3	☐ 4

5. 退室について

(1) 試験開始後、未取得部門が1部門の方は30分経過するまで、2部門以上の方は1時間を経過するまでと11時15分（最高未取得部門が3部門の場合10時45分）以降は、退室が許されません。

(2) 途中で退室する際は、試験問題、解答用紙及び受験票を全部係員に提出してください。そのとき各自の携行品を全部持って行き、解答用紙等を提出したら、そのまま静かに退室してください。退室後、再び試験場に入ることは許されません。

6. その他

(1) 受験票は、机上の見やすいところに置いてください。

(2) 受験中は、鉛筆（黒-B 又は HB）、消しゴム及び定規のみの使用に限ります。したがって、電卓等の計算機器類等の使用は一切できません。

(3) 試験問題を写したり又は試験問題及び解答用紙を係員の許可なく持ち出してはいけません。

(4) 試験問題の内容についての質問には応じられません。また、試験中は、受験者の間で話し合ってははいけません。

(5) トイレなどのときは、手をあげて係員の指示を受けてください。なお、試験室内は禁煙です。

(6) 受験に際し不正があった場合は、受験を停止されます。

(7) この問題の表紙にも受験地、受験番号及び氏名を忘れずに記入してください。

(8) 携帯電話の電源はお切りください。

※この試験問題の中で使用している主な法令、基準等の略称及び用語の定義については、各問題において特に記述している場合を除いて、以下のとおりとします。

- ・一般補償基準…公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）
- ・公共補償基準…公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）
- ・用対連基準……公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）
- ・用対連細則……公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定）
- ・共通仕様書……地方整備局用地関係業務請負基準準則の別記様式2「用地調査等業務共通仕様書（案）」

○土地調査部門

《民法概説》

問1 相続に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 胎児は、まだ自然人ではなく、相続権を有しない。
- 2 相続には、法律の規定に基づいて生ずる法定相続のみが存在する。
- 3 相続は、財産の所在地で開始する。
- 4 相続は、被相続人の住所において開始する。

問2 相続人に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 兄弟姉妹は、相続人となりうる。
- 2 子は、第1順位の相続人である。
- 3 戸籍に入っていない妻も配偶者として相続人となりうる。
- 4 相続人のうち、ある者が相続開始時にすでに死亡しているときは、その死亡した者に被相続人の直系卑属があれば、その直系卑属が死亡者に代わって相続する。

問3 行為能力に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 行為能力とは、自己のみで有効な法律行為をなしうる能力をいう。
- 2 未成年者は、原則として、単独で有効な法律行為をなしうる。
- 3 営業の許可を得た未成年者のその営業に関する行為は、有効である。
- 4 被保佐人とは、精神上の障害により、事理を弁識する能力が著しく不十分な者である。

問4 共通仕様書で定める権利調査に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 権利調査においては、登記記録・戸籍簿等の写しの取受、居住者等からの聴き取り等により、土地・建物等の現在の権利者等の氏名・名称及び住所・所在地等に関する調査を行う。
- 2 土地の登記記録の調査を行う際に、共有土地がある場合は共有者の持分、仮登記等がある場合はその内容が調査事項となる。
- 3 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図等について行うものであり、転写した地図には、管轄登記所名、地図の作成年月日及び精度区分を記入する。
- 4 調査した事項は、土地の登記記録調査表、土地調査表、建物の登記記録調査表等に所定の事項を記載し、各調査表の編綴は大字及び字ごとに地番順で行う。

問5 登記記録に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 建物の登記記録においては、所有者がその建物の名称を任意に定めている場合に、これを登記事項としている。
- 2 誰でも、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面である登記事項要約書の交付を請求することができる。
- 3 登記所は、登記事務を取り扱う国家機関であるが、登記所という名称の官署が行政組織上に存在するわけではなく、不動産登記法令上の名称にすぎない。
- 4 1不動産につき2以上の登記記録を設けることはできない。1の不動産の一部に1登記記録を設けることはできない。

問6 登記記録調査に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 土地台帳の調査は、古い所有権者を探索する方法の一つであるが、一元化作業が完了した後は、台帳記載事項に変更があっても更新がされていないため、新しい事項についての調査は不可能である。
- 2 地図に準ずる図面は、広く画かれた土地と狭く画かれた土地との面積の比率は必ずしも正確ではないが、特定の土地の隣接関係はかなり正確であると解されている。
- 3 敷地権とは、建物又は附属建物が区分建物である場合において、区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができないように登記された敷地利用権である。
- 4 登記事務のコンピュータ化により、権利者が多数の場合は共同人名票として記録されており、登記記録の一部として調査することが可能である。

問7 戸籍及び住民票に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 戸籍の附票は、市町村長がその市町村の区域内に本籍を有する者について、その戸籍を単位として作成するもので、戸籍と住民票の連絡媒介を行う機能を持っている。
- 2 住民票は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づいて調製され、人の身分関係を公証することだけでなく、現に居住している者を把握して適正な地方行政が行われることを目的としている。
- 3 住民票には、戸籍と異なり、夫婦との続柄を記載していないため、長男・長女が複数記録されることはない。
- 4 一定の資格を有する外国人住民については、外国人登録法に基づいて住民票が作成され、日本人と外国人で構成する一の世帯の把握が可能になっている。

問8 戸籍に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 いわゆる「民法の応急措置法」の施行前（現憲法の施行前）には、相続は家督相続が原則であり、戸主の死亡、隠居等の場合は家族である直系尊属が家督を相続した。
- 2 明治31年式戸籍は、戸主及び戸主と一定の身分関係にある者（家族）で構成する「家」をもって戸籍編製の単位とし、戸主の交替によって戸籍を改めるとともに、入家、去家をもって入籍、除籍の原因とした。
- 3 昭和23年式戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製するものとされ、本籍、筆頭者氏名、戸籍事項欄が設けられた。
- 4 明治5年式戸籍は、近代国家形成のためにまず国民の人口や住所を把握することが必要だとして編成され、戸主を筆頭に「戸」に所属するすべての者の氏名、戸主との続柄、身分関係等が登録されていた。同戸籍は学術的な価値が高いが、相続関係の調査に必要であっても謄・抄本の発行等は一切されていない。

《立入調査の実務》

問9 共通仕様書で定める土地等への立入り及び立会いに関する下記の文章の（ア）から（エ）に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものは次の1から4のうちどれか。

「用地調査等業務の受注者は、業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の（ア）の（イ）を得なければならない。また、土地、建物等の立入り調査を行う場合には、（ウ）の（エ）を得なければならない。」

- | | | | | |
|---|--------|--------|--------------|--------|
| 1 | ア. 所有者 | イ. 同意 | ウ. 監督職員 | エ. 了解 |
| 2 | ア. 権利者 | イ. 同意 | ウ. 権利者 | エ. 立会い |
| 3 | ア. 所有者 | イ. 立会い | ウ. 権利者 | エ. 同意 |
| 4 | ア. 権利者 | イ. 同意 | ウ. 権利者及び監督職員 | エ. 了解 |

問10 共通仕様書及び土地収用法（昭和26年法律第219号）で定める障害物の伐除及び身分証明書等の携帯に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 用地調査等業務の受注者が、土地に存する障害物を伐除しなければ調査が困難と認められたため、監督職員に報告し、指示を受けたうえで、所有者の了解を得て障害物の種別・計上寸法等を調査した後に伐除を行った。
- 2 事業の準備のため山林内の障害物を伐除する必要があったが、当該土地の所有者の同意をあらかじめ得ることが困難であり、かつ、当該障害物の現状を著しく損傷しないことが明らかであるので、起業者は、当該障害物の伐除について当該所在地を管轄する市長の許可を受けることにした。
- 3 事業の準備のために土地に立ち入るに当たって、障害物を伐除する必要がなかったので、受注者の担当者は都道府県知事の立入許可証を携帯せず、身分を示す証票だけを携帯した。
- 4 用地業務の受注者が、発注者が交付した身分証明書を携帯していたが、調査する土地の所有者から身分証明書の提示を求められなかったため、挨拶をして土地に立ち入り、調査を実施した。

《境界確認の実務》

問11 境界に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 境界には、公法上の境界である「筆界」と私法上の境界である「所有権界」があるが、いずれも合意によって移動することができる。
- 2 不動産登記法上、地図に準ずる図面（いわゆる公図）は、各土地ごとの区画を明確にし、地番を表示するものとされている。
- 3 明治時代に地租改正のため地籍図作成を行ったが、台帳(公簿面積)が実際の土地の面積より小さいことを「縄のび」という。
- 4 民法上、境界標の設置、保存及び測量の費用は、相隣者が等しい割合で負担するとされている。

問12 筆界特定制度に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 土地の所有権登記名義人等は、筆界特定調査員に対し、筆界特定の申請をすることができる。
- 2 所有権の登記のない1筆の土地にあっては、その表題部所有者は筆界特定の申請をすることはできない。
- 3 筆界特定登記官は、登記官、学識経験者で構成される委員会で任命される。
- 4 対象土地とは、筆界特定の対象となる筆界で相互に隣接する1筆の土地及び他の土地をいう。

《地籍調査概説》

問13 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 地番とは、土地一筆ごとに地方自治体が定める番号であり、土地の所在とともにその土地の位置を示し、特定するためのものである。
- 2 地目の調査は、毎筆の土地について、その主たる用途について行なうものである。
- 3 現地調査した地目と調査図素図の地目とが異なる場合には、その変更の年月日を調査し調査図素図に記録する。
- 4 地番は、法令等に基づき登記所（登記官）の固有の権限により定めるものであり、登記所（登記官）以外の者が定めるものは地番ではなく、仮地番となる。

《用地測量概説》

問14 測量法に基づく作業規程の準則の下記条文の（ア）から（ウ）のいずれにも当てはまらない語句は、次の1から4のうちどれか。

【作業規程の準則第669条】

用地測量の作業計画は、第11条の規定によるほか、測量を実施する（ア）、（イ）、（ウ）等を把握し、用地測量の細分ごとに作成するものとする。

- 1 土地の利用状況
- 2 植生の状況
- 3 区域の地形
- 4 中心線

問15 作業規程の準則で定める境界点間測量に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 境界点間測量の結果は、精度管理表にとりまとめる。
- 2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点との距離を数箇所抜粋して現地で測定し、各規定で計算した距離と比較を行う。
- 3 境界点間測量の較差の許容範囲は、距離が20m以上の場合は、平地においては $S/2,000$ 、山地においては $S/1,000$ を標準とする。
- 4 境界点間測量とは、境界測量等において隣接する境界点間の距離を、TS等を用いて測定し精度を確認する作業をいう。

○土地評価部門

《公共用地の取得における土地評価の実務（理論）》

問16 用対連細則の別記1「土地評価事務処理要領」に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 評価する土地の形状等から一体的に利用することが困難なものであっても、一つの画地として評価する。
- 2 土地の評価は、原則として、標準地比準評価法により行うが、標準地比準評価法により難しい場合は、収益還元法又は原価法により評価する。
- 3 土地の価額を求めるに当たって、登記されている面積と測量した実測面積で相違がある場合は、実測面積を用いて評価する。
- 4 土地評価に当たっては、評価にかかる地域を土地の用途的観点から用途的地域に区分するが、用途的地域は、宅地地域、農地地域、林地地域、その他の地域の4つに分類される。

問17 土地評価事務処理要領で定める用途的地域の区分に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 宅地地域とは、住宅地域、商業地域、工場地域及び宅地見込地地域に分類される。
- 2 住宅地域のうち、混在住宅地域とは、比較的狭小な戸建住宅及び共同住宅が密集する地域又は住宅を主として店舗、事務所、小工場等が混在する地域である。
- 3 工場地域のうち、大工場地域は敷地規模が3,000平方メートル以上の工場、中小工場地域は敷地規模が3,000平方メートル以下の工場が立地する地域である。
- 4 商業地域のうち、普通商業地域とは、高度商業地域に次ぐ商業地域であって、広域的商圈を有し、店舗、事務所等が連たんし、商業地としての集積の程度が高い地域である。

問18 土地評価事務処理要領で定める取引事例比較法に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 標準地の評価額は、取引事例比較法により求めた価格を基準として、収益還元法又は原価法により求めた価格を参考として求める。
- 2 取引事例を選択する際は、取引の内容が正常な事例を選択する。やむを得ず、取引に個別的事実がある事例を選択する場合には、事情補正を行う。
- 3 取引事例比較法における同一需給圏とは、不動産鑑定評価基準によれば対象不動産と代替関係が成立して、その価格の形成について相互に影響を及ぼすような関係にある他の不動産の存在する圏域である。
- 4 取引事例地等が類似地域内になく、近隣地域内に存する場合には、類似地域の地域要因と取引事例地が存する近隣地域の地域要因を比較して格差率を求める。

問19 土地評価事務処理要領で定める標準地比準評価法の評価の手順に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 標準地の選定は、近隣地域又は類似地域において、その地域を代表する画地で、個別的事実がその地域の最有効使用からみて最も標準的な一画地を選定する。
- 2 近隣地域内又は類似地域内において、最も標準的な一画地を選定することが困難な場合は、想定標準地とすることができる。
- 3 同一状況地域の区分に当たっては、色々な事項に配慮しなければならないが、その一つとして、市町村、大字、字等の境界がある。
- 4 比準表に定められた格差率が同一状況地域の実態に適合しないと認められるときは、不動産鑑定業者の意見等により適正に補正することができる。

問20 土地評価事務処理要領で定める時点修正に関する次の記述のうち、変動率の根拠として妥当でないものはどれか。

- 1 不動産業者が適正と認める変動率
- 2 全国農業会議所調査に係る田畑の価格の対前年変動率
- 3 都道府県別又は市町村別の用途別の公示価格又は標準価格の対前年変動率
- 4 近隣地域又は類似地域内の国土利用計画法施行令第9条に規定する標準地の標準価格の対前年変動率

《公共用地の取得における土地評価の実務（算定）》

問21 共通仕様書で定める土地評価業務に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいう。
- 2 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査する。
- 3 土地評価には、不動産の鑑定評価に関する法律第2条で定める不動産の鑑定評価を含む。
- 4 土地評価に当たっては、近隣地域及び類似地域について都市計画図その他類似の地図を用いて、同一状況地域区分図を作成する。

問22 共通仕様書で定める取引事例地調査票に係る資料作成に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 取引事例地調査表には、土地の登記記録に記録されている地目・面積及び現在の土地の利用状況を記載する。
- 2 取引事例地調査表には、売主・買主の氏名等・住所等及び取引の目的・事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）を記載する。
- 3 取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、必要事項を整理のうえ取引事例地調査表を作成する。
- 4 造成事例は、素地価格及び造成工事費等を調査のうえ、取引事例地調査表にて整理する。

問23 取引事例比較法に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 時点修正とは、取引事例の収集時点から価格時点までの土地価格の変動を適正な変動率によって修正することをいう。
- 2 取引事例に補正が必要な事情が存する場合には、当該事情を精査したうえ、土地評価の実務を行う者の判断により、適正に補正する。
- 3 標準化補正とは、各々の種別の地域ごとに、標準地と取引事例地の街路条件、環境条件、画地条件等の個別的要因を比較し、その格差率によって事例価格を標準化することをいう。
- 4 個別比較とは、類似地域の標準地と評価対象地の個別格差率を比準表を用いて求め、評価額を算定することをいう。

問24 土地の個別的要因を比較する際の画地条件に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 三角地の減価の程度は、その最小角の位置及びその大小によって左右され、同じ角度であれば面積の大小は関係ない。
- 2 崖地（法地）部分を有し利用効率が悪くなる画地の格差率は、平坦地部分と崖地部分との関係位置・方位と崖地の傾斜の状況の相関により求められる。
- 3 袋地は、進入路となる路地状部分と、建物等の敷地となる有効宅地部分により構成される。有効宅地部分は、一般的に、直接道路に接面する画地より快適性、利便性が劣る。
- 4 三方路は、角地としての性格を重複して持っているので、それぞれの道路の角地とみなし、角地格差率を求めて得た格差率の和を限度として決定する。

《土地の使用に係る補償額算定の実務》

問25 用対連基準等で定める空間又は地下の使用に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 用対連基準第25条の「土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合（土地利用制限率）」の算定は、用対連細則の別記2で定める「土地利用制限率算定要領」（以下「要領」という。）による。
- 2 土地の利用価値は、地上及び地下に立体的に分布しているが、農地又は林地については地上の利用価値が存在するものの、地下の利用価値は存在しない。
- 3 土地の利用価値の割合は、①高度市街地内の宅地、②高度市街地以外の市街地及びこれに準ずる地域内の宅地又は宅地見込地、③農地又は林地の3つの種別に応じて、要領の別表第1「土地の立体利用率配分表」を標準として適正に定める。
- 4 高度市街地内の宅地の利用価値は、建物による利用価値及びその他の利用価値で構成されている。その他の利用価値とは、上空における通信用施設・広告用施設・煙突等による利用、地下における特殊物埋設・窰井による地下水利用等をいう。

問26 土地の使用に係る補償額算定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 林地の使用に係る補償額算定について、近傍類地の貸借り事例が存在しないと想定されたため、事例収集を行わず、使用する土地の正常な取引価格に6パーセントを乗じて得た額を標準として算定した。
- 2 農地の使用に係る補償額算定について、近傍類地の貸借り事例を多数収集したが、価格のばらつきがあったため、これらを採用せず、使用する土地の正常な取引価格に6パーセントを乗じて得た額を標準として算定した。
- 3 宅地の使用に係る補償額算定について、近傍類地の貸借り事例を多数収集したが、価格のばらつきがあったため、これらの土地の使用に関する契約が締結された事情、時期等を考慮して適正な補正を加えた額を基準とし、正常な取引価格、収益性、使用の態様等を総合的に比較考量して算定した。
- 4 宅地見込地の使用に係る補償額算定について、近傍類地の貸借り事例を多数収集したが、価格のばらつきがあった場合は、事例地の賃料に加える適正な補正を把握するために、不動産鑑定業者に意見を求めなければならない。

《残地補償額算定の実務》

問27 残地等の損失の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 残地等に関する損失の補償は、取得又は使用に係る当該画地の評価額と当該土地の一部が取得又は使用されることによって生じた当該残地の評価額との間に差異がある場合に行う。
- 2 残地等の評価にあたっては、当該事業の施行により生ずる日陰、臭気、騒音その他これらに類するものによる不利益又は損失は考慮しない。
- 3 土地の一部を取得することにより生じる残地に関する損失の補償額は、「{取得に係る当該画地の評価額－当該残地の評価額×(1－売却損率)}×当該残地の面積」により算定する。
- 4 残地等に関する損失の補償は、土地所有者に対してのみ行われる。

問28 残地等の損失の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 一定の要件を充足する場合は、残地を他の利用目的に転換するために通常要する費用及び転換することにより生ずる価格の低下に相当する額を補償することができる。
- 2 一団の土地の一部を取得する場合の残地だけではなく、一団の物件の一部を取得する場合の残存物件、一体として同一目的に供している権利の一部を消滅・制限する場合の残存する権利等も、残地等に関する損失の補償の対象となる。
- 3 建築確認済の建設予定地の残地は、建付地ではないので売却損は補償できない。
- 4 用対連細則の別表第10「売却損率表」は、「必要となる早急性の程度」と「標準地と残地の格差率」の2要素により判断する構成になっている。

《地価公示制度概説》

問29 地価公示（昭和44年法律第49号）に基づく地価公示及び国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）に基づく地価調査に関する記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 標準地の正常な価格の判定及び公示は、国土交通省におかれた土地鑑定委員会が行う。
- 2 公示区域内で、土地の取引を行う者は公示価格を指標とする必要はない。
- 3 地価調査には、公示価格を補完し、適正な価格の形成に寄与する目的がある。
- 4 公示区域内に所在する基準地の標準価格は、原則として、公示価格を規準として判定する。

《公共補償における土地に関する補償》

問30 公共補償基準要綱第7条（土地代）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 既存公共施設等を合理的な移転先に移転させるために、仮施設を建設する必要がある場合は、仮施設の土地を使用する権利を取得するために要する費用を補償する。
- 2 公共施設等を合理的な建設地点に建設し、又は合理的な移転先に移転するために必要な土地を取得するために要する費用を補償する場合は、一般補償基準により算定した正常な取引価格による必要がない。
- 3 既存公共施設等が土地に関する所有権以外の権利により設置されている場合においては、同種又は類似の権利を取得することがきわめて困難なときを除き、同種又は類似の権利を取得するために要する費用を補償する。
- 4 道路、鉄道、電線路等の施設については、延長、幅員、構造、工費等を総合的に考慮して、技術的・経済的に合理的と認められる地点を移転先として選定する。

○物件部門

《建物移転補償の実務》

問31 建物の移転工法に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 構内移転の判断の検討要素としては、有形的検討、機能的検討、法制的検討、経済的検討があるが、これらのうち一つの要素を満たせば構内移転として認定することができる。
- 2 有形的検討では、残地に従前の建物の収容が可能かどうか、従前の建物が構造等において物理的に移転・改造が可能かどうか等を検討する。
- 3 機能的検討では、建物がどのような用途に使用されているか、どのような機能を持っているか、改造・分割等をして機能的に著しい影響を与えないか、支障を与えるとすればどのようにしたら解消できるか等を検討する。
- 4 法制的検討では、移転先地において、どのような法令上の規制・制約等があるのかを検討する。

問32 構内移転と構外移転の経済比較に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 構内移転で再築工法を認定する場合のみ、構外移転との経済比較が必要となる。
- 2 経済比較においては、構内移転の補償額と構外移転の補償額を比較するが、構外移転の補償額については、起業者が残地の取得を行う場合に限り、残地の価額を加えて検討する。
- 3 経済比較においては、営業休止等の補償が必要となる場合でも、営業補償を含めた額での比較は行わない。
- 4 構内移転の補償額については、残地等に関する損失の補償額及び残地等に関する工事費の補償額が、残地の価額を超える場合は、当該残地の価額を用いて算定する。

問33 曳家工法に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 曳家工法による移転先は、隣接する土地に同一所有者が権利を有し、その土地が利用可能である場合も、これを含めず残地のみで判断する。
- 2 曳家工法の認定に当たっては、利用環境を考慮したうえで残地に曳家可能な空地があるか否かを検討するが、建物の配置状況がどうなるかについては検討しない。
- 3 曳家工法による移転料の基本算定式は「曳家工事費 + 補修工事費」であるが、曳家に必要となる基礎工事費は曳家工事費に含まれる。
- 4 曳家工法による移転料が再築工法による移転料を上回る場合でも、有形的検討、機能的検討、法制的検討を行ったうえで条件を満たせば、曳家工法を認定できる。

問34 用対連基準第28条第1項に規定する関連移転に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 関連移転の認定は、起業者の客観的な判断に基づき行うものであり、建物等の所有者の意向に関係ないため、所有者の請求は不要である。
- 2 関連移転の認定においては、建物等の有形的な分割の可否だけでなく、用途上の機能の分割の可否も判断する。
- 3 買収地が駐車場の場合、残地に存する建物等の移転の要否の検討は、関連移転の基準により行うものではない。
- 4 取得する土地にある建物等を残地に移転することにより、残地に存する建物等と一体となって従来の目的に供することができる場合は、残地に存する建物等について関連移転を認定する必要はない。

問35 建物の現在価額の算定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 建物の現在価額は推定再建築費、耐用年数、経過年数及び残存価額率との相関により決定され、減耗分の算定方法は主として定率法により算定する。
- 2 給排水設備の設備費は、建物本体工事と一体に施工されていても、建物本体とは別種のものであるため、推定再建築費に算入しないことが通常である。
- 3 木造建物の標準耐用年数については、建物の構造・用途及び建物概要により、8等級に分類されている。
- 4 建物建築時から補償時点までの経過年数については、端数が6ヶ月未満の場合は切捨てとし、6ヶ月以上の場合は1年とする。

問36 建物の再築補償率の補正に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 耐用年数近似期における建物について、再築補償率を適用することが不合理と判断される場合は、建物の状況に応じて建物の価値及び残存耐用年数の補正を行うことができる。
- 2 再築補償率については、建物の状況に応じて補正を行うことが可能であるが、実務上、木造建物の補正率は20%が上限とされている。
- 3 建物の価値をより高める「特別な補修」の実態としては、概ね標準耐用年数の6割以上を経過した頃から徐々に始まり、標準耐用年数満了時頃で最大になると考えられている。
- 4 非木造建物については、建物の補修の実態があると認められる場合であっても、建物の価値の補正を行うことはできない。

《木造建物の調査と算定の実務》

問37 共通仕様書等における木造建物に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 軸組工法と、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法における基礎工事費の算出方法は同じである。
- 2 建物廻りに打設されている犬走り等のコンクリート叩きは、通常基礎と一体で施工されることから、基礎工事の項目で取り扱う。
- 3 建物移転料算定要領（案）（平成28年中央用対連理事会申し合わせ）の別添一の一「木造建物調査積算要領〔軸組工法〕」により建物の推定再建築費を積算するに当たっては、関係する全ての法令の適合性についての調査を必ず行わなければならない。
※中央用対連：中央用地対策連絡協議会（以下同じ。）
- 4 フローリング、畳等の床工事費の算定は、仕上材種ごとに「施工面積 × 単価」により算定する。

問38 木造建物の調査及び算定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 柱長は、土台天端から軒桁（又は敷桁）の下端までの高さである。
- 2 除却工法は、実際に行われる工事が解体工事のみであり、建築工事と解体工事を別敷地で行わないことから、構内再築工法と同様に、解体工事には共通仮設費を計上しない。
- 3 エアコンについては、建物の効用に寄与するものであるため、所有者が建物と異なる場合でも建築設備として算定する。
- 4 建物内排水設備工事費は、「水栓（蛇口）数量 × 単価」により算定する。

問39 建物移転料算定要領（案）の別添2「非木造建物調査積算要領」（以下「非木造建物要領」という。）の別添2「非木造建物数量計測基準」に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 主仕上の数量は、原則として、く体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積から、建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部などの面積が 0.5m^2 以下のときは開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。
- 2 専用住宅又は共同住宅に係る階段室の内壁施工面積は、木造建物数量積算基準の直階段・廻り階段・折返し階段における 10.80m^2 （1階床より2階床までの面積）を標準とせず、展開図等を作成し内壁施工面積を求めなければならない。
- 3 天然石、人造石など石材による主仕上の計測に当たっては、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする面積から建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部などの面積が 0.1m^2 以下のときは開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。
- 4 全面がガラスである建具類のガラスについて計測する必要があるときは、材質規格などごとに、原則として、建具類の内法寸法による面積を数量とする。ただし、かまち、方立、棧などの見付幅が 0.1m を超えるものがあるときは、その見付幅を差し引いた寸法を内法寸法とみなす。

問40 非木造建物要領の別表「統計数量表」に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 土工（基礎）関係統計数量表の基礎コンクリートには、土間コンクリート分が含まれる。
- 2 鉄骨造建物のく体に係る鉄骨量の統計数量値には、内外階段及びデッキプレートに係る鉄骨量が含まれるが、材料、製品、工具等の収納棚、歩行（点検）路等の造作に係る鉄骨量は含まれないので、別途個別に算出する。
- 3 軽量鉄骨造及び鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）の専用住宅又は共同住宅の仮設工事面積は、「仮設工事面積＝延床面積×規模補正率×建物形状補正率」により算出する。
- 4 土工（基礎）に係る数量の算出において、統計数値に乗じる地盤状況による補正率は、補償建物の存する敷地における基礎の底面での地耐力で判定するが、地耐力は当該建物の建築時のボーリング調査及び近隣地域におけるボーリング調査の両方を参考として判断する。

《工作物、立竹木の調査と算定の実務》

問41 工作物の補償額の算定に関する次の記述のうち妥当なものはどれか。

- 1 附帯工作物の再築費は、再調達価格に現価率を乗じて算定する。
- 2 諸経費は、純工事費及び解体処分費（廃材処分費を含む）の各々に、諸経費率を乗じて計上する。
- 3 附帯工作物の経過年数は、既存の附帯工作物の設置・新設から補償額算定の時期までの年数をいう。
- 4 墓碑類の移転料は、原則として、再築に要する費用とする。

問42 立竹木の区分に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 利用樹とは、防風、防雪その他の効用を目的として植栽される立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。
- 2 地被類とは、観賞等を目的に植え付けられた一年生を含む植物で、木本系及び草本系をいう。
- 3 用材林とは、ひのき、すぎ等の立木で、用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
- 4 果樹の栽培方法による区分のうち、園栽培とは、一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。

《建物等の移転に伴い通常生ずる損失の補償》

問43 建物等の移転に伴い生ずる補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 賃貸借の当事者が企業（家主）とその社員（借家人）であり、借家人が家主と行動を共にすることが通常である場合であっても、賃貸建物の移転工法が構外再築工法であるときは、賃貸を継続することが困難であると認定する。
- 2 居住用家財の動産に関する調査は、その所有者ごとに行う。
- 3 構内移転する場合で、一時的に仮住居が必要となるときの家賃相当額は、「標準家賃（月額）× 仮住居補償期間（月）」により算定する。
- 4 家賃減収補償において、従前の家賃に関する調査は、家賃減収の対象となる建物の補償額算定前一年間における各室ごとの家賃収入額を調査する。

問44 建物等の移転に伴い生ずる補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（案）（平成30年中央用対連理事会申し合わせ）において、仮住居を借りすることが可能な場合の仮住居補償金は、「仮住居の権利金等の一時金相当額」及び「仮住居の家賃に要する費用」で構成されている。
- 2 借家人補償調査算定要領（案）（平成30年中央用対連理事会申し合わせ）において、借家人補償金は、「権利金等の一時金相当額」及び「家賃差補償」で構成されている。
- 3 改葬の補償及び祭し料調査算定要領（案）（平成30年中央用対連理事会申し合わせ）において、改葬の補償額は、「改葬料」及び「墳墓移転料」で構成されている。
- 4 移転雑費算定要領（案）（平成30年中央用対連理事会申し合わせ）において、移転雑費の補償金は、「移転先又は代替地等の選定に要する費用」、「法令上の手続に要する費用」、「転居通知費、移転旅費その他の雑費」及び「就業できないことにより通常生ずる損失の補償」で構成されている。

《公共補償における建設費等の補償》

問45 公共補償基準要綱及び公共補償基準要綱の運用申し合せ（昭和42年用地対策連絡会）で定める建設費等の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 既存公共施設等の機能回復が異種施設により行なわれる場合においては、当該既存公共施設等及び異種施設の種類、状態等に応じて、適正かつ合理的な一定期間中の維持管理費の増加分を補償することができる。
- 2 地方公共団体等が管理する既存公共施設等であって、当該公共施設等に係る決算が継続的に赤字状況にある等の場合であっても、既存公共施設等の機能の廃止の時点までの財産価値の減耗分については控除する。
- 3 既存公共施設等が分割等されることとなり、その全部に相当する代替の公共施設等を建設しなければ機能回復が困難となる場合において、当該公共施設等の管理者の請求があっても、当該施設等の全部を建設するのに要する費用を対象とすることはできない。
- 4 復成価格とは、既存公共施設等の機能回復を当該既存公共施設等を移転することにより行う費用のことである。

○機械工作物部門

《機械工作物関係法規概説》

問46 工場立地法（昭和34年法律第24号）等に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 緑地には、建物等施設の屋上に設けられた緑化施設は含まない。
- 2 緑地以外の環境施設には、屋内運動施設は含まれない。
- 3 生産施設の修繕によりその面積に変更があった場合でも、当該増加面積が30m²未満であれば、原則として、変更の届出は要しない。
- 4 工場立地法に基づく届出が義務付けられている特定工場には、水力・地熱・太陽光発電所も含まれる。

問47 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）等に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 給油空地と注油空地は、自動車等の通行に支障がなければ、重複してもいい。
- 2 懸垂式の固定給油設備は、原則として、道路境界線からの間隔を6メートル以上としなければならない。
- 3 給油取扱所の周囲には、自動車等の出入りする側を除き、火災による被害の拡大を防止するための高さ2メートル以上の塀又は壁であって、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので総務省令で定めるものを設けなければならない。
- 4 給油取扱所において、可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等には、その蒸気が屋外に流出しないように貯留設備を設けなければならない。

問48 産業標準化法（昭和24年法律第185号）及び同法に基づく省令に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 JISマーク制度とは、国が製造工場の品質管理体制を審査し、製品がJISに適合していることを試験することにより、JISマークの表示を認める制度である。
- 2 産業標準化の事項には、原則として、事業者の経営管理の方法も含まれる。
- 3 主務大臣は、産業標準を制定しようとするときは、あらかじめ登録認証機関の議決を経なければならない。
- 4 品質管理体制の審査の基準には、外注管理に関する事項は含まれていない。

問49 移転工法案の検討に当たって必要となる製造工程図等の作成に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 移転の対象となる工場が小規模機械加工工場であり、製造工程が単純であったため文言による説明とした。
- 2 将来の補償説明時に移転工法の説明を行う必要があることから、工場の実態が説明できるように、機械の詳しい形状及び名称を製造工程順に図示した。
- 3 製造工程が非常に複雑であったので、単独の資料だけで実態を把握できるよう、一つ一つの製造工程を四角（ ）で囲んで単線でつなぎ製造工程を図示した。
- 4 工程が単純であったため機械配置図をそのまま利用して、製造工程にそって矢印で流れを示し、工場内における工程が理解できる図面を作成した。

問50 機械設備調査算定要領（案）（平成24年3月22日中央用対連理事会申し合わせ。以下「機械設備要領（案）」という。）の別添2「機械設備工事費算定基準（以下「機械設備算定基準」という。）の据付工数に関する記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 据付工数は、機械設備算定基準第5に規定する表（以下（機械区分表）という。）の工数歩掛により算出するが、機械区分が同じ機器等は合算した質量（t）に基づき算出する。
- 2 機械区分表における第2類「一般汎用機器等」とは、構造が簡単で運動部部分が少ない単体機械、簡単なレベル調整程度で芯だし調整を要しない機械をいう。
- 3 機械区分表における工数には、2次側の配線・配管・装置等の据付に要する費用は含まない。
- 4 機械区分表における工数には、機械基礎のアンカー溶接、さし筋、芯だし及び墨だし等に要する費用を含む。

問51 機械設備要領（案）に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 機器等の取得年月については、中古取得した機器等の場合は、中古取得以前の使用年数等を含む。
- 2 補修費等とは、機器等を復元する場合の、機器等の補修・整備・塗装に要する費用、補修等を行うに際し補足を要する材料・部品等の費用をいう。
- 3 中古品としての市場性が認められる機器等の中古品売却価格は、原則として、現在価格の80%を控除する。ただし、この規定により難しい場合は、専門メーカー等の見積りにより控除する。
- 4 据付費とは、機器等の各部組み立て、レベル合わせ、芯だし及び据付に要する費用をいい、機器単体調整試験及び動作確認試験等が個別に必要な場合は、据付費とは別に加算を行う。

問52 機械設備算定基準に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 据付間接費は、次式により算定する。

$$\text{据付間接費} = \text{据付労務費} \times \text{据付間接費率 (130\%)}$$

- 2 機械設備を再築して既存の機器等を中古品として売却する場合の、撤去労務費に係る据付間接費は、次式により算定する。

$$\text{据付間接費} = \text{撤去労務費中の設備機械工撤去労務費} \times \text{据付間接費率 (130\%)}$$

- 3 機械設備を復元する場合の補修費（機器等の補修・整備に要する費用、補修等を行うに際し補足を要する材料・部品等の費用）は、次式により算定する。

$$\text{補修費等} = \text{据付労務費} \times \text{補修費率 (20\%)} + \text{撤去労務費}$$

- 4 共通仮設費は、通常必要と認められる運搬費、準備費及び安全費について、次式により算定する。

$$\text{共通仮設費} = \text{据付労務費} \times \text{共通仮設費率 (3\%)}$$

問53 機械設備算定基準で定める機器等の売却価格に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 鉄くずのスクラップ価格は、その他構造物(鉄筋コンクリート造等の機械基礎を除く)の場合は、設計質量の80%に鉄屑スクラップ価格（円/t）を乗じて求める。
- 2 鉄くずのスクラップ価格は、機器等の場合は、機器質量に鉄屑スクラップ価格（円/t）を乗じて求める。
- 3 銅くずのスクラップ価格は、銅管・銅線類の場合は、設計質量の80%に銅屑スクラップ価格（円/kg）を乗じて求め、被覆銅線の処分に当たっては、ナゲット処理費（被覆物の処理に要する費用）を加算する。
- 4 銅くずのスクラップ価格は、銅铸件単体類の場合は、機器質量に銅屑スクラップ価格（円/kg）を乗じて求める。

問54 機械設備算定基準に基づく算定式として、妥当なものは次のうちどれか。

- 1 地下2.0mで毒ガスの発生する恐れのある場所に設置されている機器を、構外に再築する場合
【算定式】補正据付工数 = 据付工数 × 1.3
- 2 GLから高さ3.0mに存する2階床面から4.0mの位置に設置され、かつ施工の作業性の悪い場所にある機器を、残地で復元する場合
【算定式】補正据付工数 = 据付工数 × 1.2
- 3 地表面から5mの高さに設置されている機器を、残地に再築する場合（既存機械はスクラップ処分）
【算定式】補正撤去工数 = 撤去工数 × 1.1
- 4 地下1.8mで施工の作業性の悪い場所（人力作業に限定される場所）に設置されている機器を、構外に復元する場合
【算定式】補正撤去工数 = 据付工数 × 1.2

問55 機械設備算定基準の見積依頼等に関する記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 機器等購入費等を算定するに当たり、専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等については、見積りを徴する。
- 2 見積事項として、機器等の購入費（新品価格）、総合試運転費、中古品売却価格、特別管理産業廃棄物等の処分費、その他雑費（材料費、仮設費等）、消費税等、機器1台当たりの質量等を依頼する。
- 3 見積書の検証に当たり作成する書面には、見積を依頼した機器等と同種同等の機器等の見積を徴することができないとした理由等を記載する。
- 4 機能が最も近似の機器等について見積を徴したときは、見積書に記載された機器等について特に検証する必要はない。

問56 機械設備要領（案）における電気設備に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 機械設備として扱う電気設備は、機械設備を稼働させるための受電設備と変電設備に大別される。
- 2 機械設備として扱う電気設備は、建築設備以外の動力設備である。
- 3 機械設備として扱う電気設備には、電力会社から受電し、直接又は変電して各機械に電気を供給する配線、配管及び機器類からなる部分がある。
- 4 機械設備として扱う電気設備には、機械の一部として扱われる二次側配線、操作盤等で、通常機械装置メーカーが機械本体として処理する部分がある。

問57 電気設備の契約電力に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 低圧電力とは、契約電力が50KW未満のものである。
- 2 高圧電力Aとは、契約電力が50KW以上、600KW未満のものである。
- 3 高圧電力Bとは、契約電力が600KW以上、7000KW未満のものである。
- 4 特別高圧電力とは、契約電力が7000KW以上のものである。

問58 配管設備に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 生産ラインの一部を形成する配管設備には、原料、中間製品、製品等の移送用としての配管と、配管自体を装置として使用する配管がある。
- 2 配管設備には、ボイラー等の燃料補給用、蒸気用、水補給用等の配管が含まれる。
- 3 機械本体回りに付属品として取付けられている配管設備については、機械装置の一部として本体側で処理する場合が多いので、重複のないように調査する必要がある。
- 4 配管設備の大部分の用途は、配管自体を装置として使用する配管であり、機械本体として処理する場合が多いので、重複のないような調査が必要である。

問59 工作機械に関する記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 パワープレスは、上金型と下金型の間に鋼板等の素材を置いて、上金型を上下させて、打抜き、型押し、曲げ、切削、研磨等の加工を行う。
- 2 フライス盤は、多数の刃を持つフライスが回転して、テーブルに固定した素材に、平面切削、円周切削、溝切削、曲面切削等の加工を行う。
- 3 正面旋盤は、主軸のチャックと芯押し台にて固定した素材を回転させて、切削工具（バイト）を前後左右に動かし、切削加工を行う。
- 4 平削り盤は、工作物取り付け台が往復運動するもので、大物加工用に適している。

問60 工作機械の調査に関する記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 普通旋盤については、チャックの中心からベッド又は往復台までの長さ、チャックから芯押し台の間の長さを計測することにより、加工できる材料の最大半径・最大長さの判断が可能となる。
- 2 フライス盤については、ベッドが昇降するか、コラムが昇降するかを確認する。また、フライスを取り付ける主軸の方向、回転の有無も確認する。
- 3 直立ボール盤については、ドリル径、テーブル作業面の寸法、テーブル面から主軸までの距離等を計測する。
- 4 立て旋盤は、テーブル上に固定した加工材料を上下左右に動かし、バイトを回転させて切削加工をおこなう機械で、径が大きい重量物の加工に適している。

○営業補償・特殊補償部門

《営業調査の実務》

問61 営業補償の補償額算定に必要な調査に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業休止の補償における「固定的経費の補償」の算定のため、損益計算書、総勘定元帳、請求書・領収書を調査する。
- 2 営業休止の補償における「転業期間中の従業員に対する休業手当相当額の補償」の算定のため、直近3ヶ月の賃金台帳等賃金を確認できる資料を調査する。
- 3 営業廃止の補償における「建物、機械、器具、備品等の固定資産の売却損の補償」の算定のため、総勘定元帳を調査する。
- 4 営業廃止の補償における「解雇する従業員に対する離職者補償」の算定のため、従業員の直近6ヶ月の賃金台帳、解雇・退職に関する労働協約、就業規則、雇用保険被保険者離職票を調査するとともに、従業員に聞き取り調査を行った。

問62 営業補償調査算定要領（案）（令和3年中央用対連理事会申し合わせ）第2条の基本的調査事項のうち「収益及び経費に関するもの」に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 税務署受付印のある直近3か年の事業年度の確定申告書（控）を調査する。
- 2 直近1年の事業年度の損益計算書及び貸借対照表を調査する。
- 3 直近1年の事業年度の総勘定元帳及び固定資産台帳を調査することを基本とし、特に必要と認める場合は直近3か年分を調査する。
- 4 正規の簿記の場合、直近1年の事業年度の売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳を調査することを基本とし、特に必要と認める場合は直近3か年分を調査する。

問63 営業補償調査算定要領（案）第2条の業種別調査事項に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 旅館、ホテル業の調査事項として、1日の平均客数、営業場所の広さ、部屋数、料金等は重要である。
- 2 病院、医院等の調査事項として、1日の平均外来患者数、入院患者数、営業場所の広さ（部屋数）、ベッド数、社会保険による診療と普通診療の患者の率は重要である。
- 3 パチンコ店の調査事項として、1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、椅子の数、遊技器具の台数等は重要である。
- 4 倉庫業の調査事項として、1日の平均客数、営業場所の広さ、得意先、料金、扱い荷の入出庫伝票、扱い荷の平均回転率等は重要である。

問64 営業補償の類型に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 たばこ小売業は、既設のたばこ小売業間に一定の距離を必要とし、移転先の選択が困難となるため営業廃止の補償となる。
- 2 キャバレー・ナイトクラブは、法令等の規定により、学校、病院、福祉施設等の敷地から一定の距離以内の地域でこれらの施設環境が著しく害されるときは営業が禁止されるが、規制される地域以外であれば営業再開の可能性があることから、比較的移転先の選択の幅が広く、営業休止の補償となる場合が多い。
- 3 自転車預り業は、駅前等の特定の場所でのみ営業が可能であるが、近隣の土地利用等を適切に把握し、近隣に移転できると認められるときは営業休止の補償となる。
- 4 集落の住民を専らの顧客としている小売店が、ダム事業で集団移転先とは異なる場所へ移転することにより、従来の経営形態・資本力では営業の継続が見込まれない場合は、営業廃止の補償となる。

問65 営業休止の補償における営業休止期間の認定に関する記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 構内再築工法における移転先での商品・什器備品等の動産の荷解き・配置に要する期間は、常に営業休止期間に影響する。
- 2 構外再築工法における既存店舗の閉店に向けた諸々の準備着手に要する期間は、常に営業休止期間に影響する。
- 3 構外再築工法における既存機械の撤去に要する期間は、常に営業休止期間に影響する。
- 4 構内再築工法における既存建物の解体に要する期間は、常に営業休止期間に影響する。

問66 営業廃止の補償の営業権に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業権には、行政庁の免許等に基づく独占収益権と、貸借対照表に表示される「のれん」・老舗などと呼ばれるものがある。
- 2 営業権は、営業権取引が独立して取引される場合は取引事例を基準とした正常な取引価格による。取引の事例がない場合は、過去3年間の年平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額を資本還元して求める。
- 3 営業権は、そのすべてが法律で認められた権利であり、法律上保護されている商号権、商標権等と同様に商品取引上の価値を有するものである。
- 4 営業権は、自然発生的なものは貸借対照表に計上できないが、有償譲渡・合併等により取得した場合は、営業権（のれん）として計上することができ、無形固定資産として減価償却されることになる。

問67 営業規模縮小の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業規模の縮小により、不要となる機械装置、車両運搬具、什器備品等の固定資産を売却する場合の売却損の補償額は、「現在価格－売却価格」により算定する。
- 2 営業規模の縮小により、経営効率が客観的に低下すると認められる場合の損失補償額は、「認定収益（所得）×補償期間」により算定する。
- 3 営業規模の縮小により不用となる固定資産について、営業規模の縮小率と同じ割合まで売却ができない場合に、資本の過剰遊休化の損失の補償額は、「（固定的な経費×縮小率－売却する資産に対する固定的な経費）×補償期間」により算定する。
- 4 営業規模の縮小により不用となる従業員について、営業規模の縮小率と同じ割合まで解雇ができない場合に、労働の過剰遊休化の損失の補償額は、「（従業員手当相当額×縮小率－解雇する従業員の従業員手当相当額）×補償期間」により算定する。

問68 営業休止の補償における固定的経費の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 修繕費は、通常の維持管理及び修理にかかる費用の支出であるため、固定的経費である。
- 2 自動車税、軽自動車税、自動車重量税、固定資産税及び都市計画税は、すべて固定的経費である。
- 3 企業が社員のために掛けている生命保険等で、継続して企業が費用を負担しているものは、固定的経費である。
- 4 長期借入金利子は、固定的経費である。

問69 営業休止の補償における得意先喪失の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 得意先喪失の補償額は、「売上高（直近の損益計算書に計上されている売上高）× 売上減少率 × 限界利益率」により算定する。
- 2 売上減少率表の適用については、実務上、営業休止期間が30日を超える場合は長期休業、30日以内である場合は短期休業として取り扱われている。
- 3 売上減少率は売上高（直近の損益計算書に計上されている売上高）を100とした割合の率として、構外移転・構内移転に区分し、さらにそれぞれを短期休業・長期休業に区分し、業種ごとに定められている。
- 4 限界利益率とは、変動費と利益の合計額の売上高に対する割合である。

問70 営業休止の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 収益減の補償は、休業期間中も通常どおりの営業を行っていたとした場合に得られたであろう売上高に対し補償するものである。
- 2 従業員に対する休業補償は、休業することにより収入を失うこととなる正社員及び準社員に対して補償するもので、いわゆるパート・アルバイトは補償対象外である。
- 3 得意先喪失の補償は、店舗等の移転又は休業することにより一時的に得意先を喪失し、売上高が減少することにより想定される損失を補償するものである。
- 4 固定的経費の補償は、休業期間中であっても通常の営業を行っていたときと同じように固定して支出される経費について、被補償者からの申告に基づき認定し補償するものである。

《漁業権等補償の実務》

問71 漁業補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 漁業補償の対象となる権利としては、漁業権、入漁権、その他漁業に関する権利がある。その他漁業に関する権利については、許可漁業及び自由漁業のすべてが対象となる。
- 2 漁業補償の原因として、水質の汚濁・水温の変化等による損害の発生が確実に予見され、損害等が社会生活上受忍すべき範囲を超えるものである場合には、補償することができる。
- 3 漁業権等の消滅に係る補償額は、当該権利の行使によって得られる収益を資本還元した額を基準とし、当該権利に係る水産資源の将来性等を考慮して算定する。
- 4 漁業補償額算定の基礎となる漁獲数量は、評価時前3か年ないし5か年間の平均（豊凶の著しい年を除く。）の魚種別漁獲数量（漁業法第170条に規定する遊漁規則に基づく漁獲分を除く。）である。

問72 漁業補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 漁業廃止の補償の場合、漁具等の売却損その他資本に関して通常生ずる損失額、解雇予告手当相当額その他労働に関して通常生ずる損失額に加え、転業に通常必要とする期間中の従前の所得相当額（法人経営の場合においては従前の収益相当額）を補償する。この場合、転業に必要とする期間は4年以内を限度とする。
- 2 個人の漁業の漁業経営費を算定する場合において、自家労働費は、水上において漁労行為に要した時間に、当該地域の漁業雇用労賃、農業労賃等を勘案した時間単価を乗じて算定する。
- 3 許可漁業とは、水産資源の保護、漁業調整の目的から自由に漁業を営むことを一般的に禁止し、行政庁が出願を審査して特定の者に禁止を解除することによって営むことができる漁業である。
- 4 入漁権とは、設定行為に基づき他人の区画漁業権又は共同漁業権に属する漁場において、その漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利である。

《鉱業権、租鉱権、採石権補償の実務》

問73 鉱業法（昭和25年法律第289号）及び採石法（昭和25年法律第291号）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 鉱業権とは、登録を受けた一定の土地の区域において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。
- 2 租鉱権とは、設定行為に基き、他人の鉱区において、鉱業権の目的となっている鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。
- 3 採石権者は、設定行為をもって定めるところに従い、他人の土地において岩石及び砂利（砂及び玉石を含む。）を採取する権利を有する。
- 4 鉱業権は、債権とみなし、鉱業法に別段の定がある場合を除く外、民法の規定を準用する。

問74 鉱業権の近傍同種の取引事例がない場合に、操業している鉱山の鉱業権の消滅に係る補償額の算定に用いられるホスコルドの算定式（下記）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

【算定式】

$$a \times \frac{1}{s + \frac{r}{(1+r)^n - 1}} - E$$

- 1 n は、可採年数であり、確定鉱量、推定鉱量及び予想鉱量の合計額を基準として算定した今後の可採鉱量を年間可採鉱量で除して得た年数である。
- 2 r は、年利率であり、用対連細則第42で定める率である。
- 3 a は、鉱山が毎年実現しうる純収益であり、年間可採鉱量に鉱石の平均単価を乗じて得た額から採掘に要する費用を控除して得た額である。
- 4 s は、報酬利率であり、9 %から15%までの間において適正に定めた率である。

《農業、立毛、養殖物等の補償の実務》

問75 農業補償等に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 農業廃止の補償における「その他資本に関して通常生ずる損失」の算定において、農業用流動資産の売却損率は30%と定められている。
- 2 農業経営地の一部を使用する場合は、休止期間中の経営規模が縮小されることになるので、農業休止の補償と併せて経営規模縮小の補償も行う。
- 3 農業の経営規模縮小の補償においては、資本及び労働の過剰遊休化に対する補償だけでは経営効率低下による損失が補填されないため、経営効率低下に伴う補償も常に行う必要がある。
- 4 取得又は使用する土地に農作物の立毛がない場合でも、農作物を作付けするために種苗、肥料、耕うん等の費用を投下しているときは、当該費用を補償する。

○事業損失部門

《事業損失補償の実務》

問76 事業損失の認定要件に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 事業損失の対応は、工事完了の日から1年を経過する日までに申し出がなされたものに限定するとの除訴期間を設けているが、工事完了の日から1年を経過した後においても、別途、個別に損害賠償の請求があり得る。
- 2 事業損失では、精神上の損失については、社会生活上受忍すべきものと考えられている。
- 3 公共事業の施行者の故意等による不法行為により発生した損害等も、事業損失として認定される。
- 4 事業損失として認定されるためには、発生した損害等と公共事業の施行との間に因果関係があることが必要である。

問77 事業損失の因果関係の判定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 損害等の発生の申出があったときは、損害等が発生した場所又は範囲等の判定のみ行えばよく、損害等と公共事業の施行との時間的関連性を調査する必要はない。
- 2 損害等は、発生した場所の地域性・周辺環境、土地利用の状況等が個別事案により異なるが、過去の事業損失の類型ごとの判定事例が因果関係の判定の参考になる。
- 3 因果関係の判定に当たっては、大学の研究室、国・地方公共団体の試験場、コンサルタント等の専門家に依頼し、専門家に因果関係を判断してもらう。
- 4 因果関係の判定に当たっては、損害等が建物等の老朽化により自然発生的に生じたものか否かについては確認を要しない。

問78 事業損失の処理手順等に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 地域住民等から損害等の発生の訴えがあった場合には、実際に損害等が発生しているかを確認し、次に、公共事業の施行との因果関係の判定、受忍限度の判断を行い、応急措置の必要がある場合は適切な措置をとる。
- 2 事業損失は、公共事業の施行を原因とした損害等であり、公共施設の工事着手からその供用開始までの間に発生した損害等に限定される。
- 3 応急措置を講じた後に、機能回復等に要する経費等の負担を行うことは二重に負担することとなるため、負担すべきではない。
- 4 事業損失における事前調査の結果、工事の施行計画・工法について再度検討を行うことは、事業損失の処理手順として考えられていない。

問79 受忍限度に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 高度の公共性を有する事業であっても、受忍限度を超えた侵害に対しては、費用負担を当然に免れることはできない。
- 2 受忍限度の判断基準が定型化されていないものは、事業損失の類型ごとにその被害の実態等を考慮しながら、被侵害利益の性質と侵害の重大性、損害等の原因となる施設の公共性、地域性・周辺環境、先住性その他の要素を総合的に勘案して判断する。
- 3 生活環境に対する損害等のうち、日照障害、電波障害、水枯渇、建物損傷、騒音、振動等については、受忍限度の判断基準が定型化されている。
- 4 公共事業の施行者が損害等の発生を防止するために最善の努力をした場合は、損害等が発生しても、受忍限度を超えると判断されることはない。

《日陰による事業損失の実務》

問80 公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担に関する申し合せ（昭和51年中央用対連理事会申し合せ。以下「日陰負担基準」という。）に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

※中央用対連：中央用地対策連絡協議会（以下同じ。）

- 1 費用負担の対象者は、住宅等の居住者等である。住宅等とは住居たる住宅のほか、学校の教室、病院の病室も対象となる。
- 2 受忍限度となる日陰時間の対象とする時間は「冬至日の標準時による午前8時から午後4時（北海道の区域にあつては午前9時から午後3時）までの間」である。
- 3 費用負担の対象となるのは一定の地域又は区域内であり、商業地域、工業地域又は工業専用地域は対象とならないが、近隣商業地域又は準工業地域は対象となる。
- 4 費用負担の対象者は、公共施設の設置に係る工事の完了の日から1年を経過した日までに住宅等に居住し、施設を設置し運営している場合に限られる。

問81 日陰負担基準の別表で定める費用負担の対象となる日陰時間（北海道以外の区域の場合）に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 第1種低層住居地域又は第2種低層住居地域にある住宅等の1階の居室については、3時間を超える場合である。
- 2 第1種住居地域又は第2種住居地域にある住宅等の2階の居室については、4時間を超える場合である。
- 3 準工業地域のうち土地利用の状況が準住居地域における土地利用の状況と類似していると認められる区域にある住宅等の2階の居室については、5時間を超える場合である。
- 4 第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域にある住宅等の2階の居室については、3時間を超える場合である。

問82 日陰負担基準で定める費用負担額の算定に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 暖房費の年間の費用負担の対象となる日数は、当該住宅等の存する地域における午前9時の外気平均気温が摂氏10度以下になる期間のうちの平均晴天日数とする。
- 2 照明費の年間の費用負担の対象となる日数は、当該住宅等の存する地域における年間の平均晴天日数とする。
- 3 乾燥費の費用負担額は、「年間の乾燥機の償却費及び保守費」と「年間の乾燥機を使用するための電気代」の合計額に、費用負担の対象となる年数に応じた複利年金現価率を乗じた額である。
- 4 日陰による損害等の費用負担額は、暖房費、照明費及び乾燥費の合計額である。

《テレビジョン電波受信障害による事業損失の実務》

問83 公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害（以下「電波障害」という。）に関する下記の文中の空欄（A）から（C）に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものは次の1から4のうちどれか。

- ・電波障害の態様は複雑であるため、電波障害の費用負担基準で対象とする電波障害については、原則として、公共施設と電波障害の因果関係が容易に判定できる公共施設の設置による直接（A）を対象とすることとされている。
- ・電波障害の受忍の程度及びその判定には受信品位による評価方式が用いられる。評価は5段階となっており、受信状況が「極めて良好に受信可能」である場合は、最も良い評価である（B）となる。
- ・電波障害の改善方法の1つに共同受信施設の設置が挙げられる。この場合の費用負担額は「施設の設置費＋維持管理費＋その他経費」により算定されるが、このうち維持管理費については、受信施設の変更によって生ずる維持管理費の増加分を起業者が負担することとし、その負担期間は（C）を限度とすることになっている。

- | | | | |
|---|---------|--------|---------|
| 1 | （A）反射障害 | （B）評価1 | （C）20年間 |
| 2 | （A）遮蔽障害 | （B）評価5 | （C）20年間 |
| 3 | （A）反射障害 | （B）評価5 | （C）10年間 |
| 4 | （A）遮蔽障害 | （B）評価1 | （C）10年間 |

問84 「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理について」
（昭和59年中央用対連理事会決定。以下「水枯渇等要領」という。）に関する次の記述のうち、
妥当なものはどれか。

- 1 水枯渇等要領は、公共事業に係る工事の施行により起業地及びその周辺地域において生じた生活用水、農業用水等の不可避的な枯渇・減水により、生活用水等の用水使用者に社会生活上受忍すべき範囲を超える損害等が生ずると認められる場合の費用負担等について定めている。
- 2 水枯渇等要領の事前の調査事項の一つとして、「工事による湧水の発生時期及びその量」がある。
- 3 生活用水、農業用水等の用水使用者には、土地所有者、借地権者、耕作権者等の土地に用益権を有する者は含まれるが、借家人及び借間人は対象外である。
- 4 水枯渇等要領は、工事施行により生じたいわゆる工事原因損失を対象としており、例えば、施設の管理用水として多量の井戸水を汲み上げたために生じた枯渇等は対象とはならない。

問85 水枯渇等要領第6条の付録で定める費用負担額の算定式の「維持管理費増加分」に係る年数等
に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 借家人が生活用水の使用者である場合は、費用負担の年数はおおむね5年を限度とする。
- 2 建物所有者が生活用水の使用者である場合は、費用負担の年数はおおむね30年を限度とするが、将来の水道等の整備計画等が見込まれる地域では当該整備計画を考慮した年数とする。
- 3 維持管理費増加分を算定する際の年利率は、事業損失が事前賠償であることから、民法の法定利率を用いる。
- 4 農業用水の場合、費用負担の年数は原則としておおむね15年を限度とするが、農業等の継続可能性を考慮して、おおむね30年を限度までを可能とする。ただし、市街化区域（生産緑地地区を除く）又は宅地見込地地域にあって農業用水の機能回復を図る場合は、おおむね10年を限度とする。

問86 「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の制定について」（昭和61年中央用対連理事会決定。以下「**地盤変動要領**」という。）に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 地盤変動要領は、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により、建物その他工作物に損害等が生じた場合の費用負担等に関する事務処理を定めている。
- 2 地盤変動要領第2条に規定する事前調査等は、公共事業に係る施設の規模、構造及び工事個所の地盤の状況から判断して、工事の施行に起因する地盤変動により建物等に損害等が発生した場合に、必要と認められる調査を行うものである。
- 3 事前調査等では、地盤変動の原因となる他の工事等の影響の有無及びその程度を調査する。
- 4 事前調査等のうち、建物等の配置及び現状の調査は補償コンサルタント等が実施する項目である。

問87 地盤変動要領で定める地盤変動の原因等の調査に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 地盤変動の原因等の調査は、起業地の周辺地域の建物等の所有者等から地盤変動による建物等の損害等の発生申し出があったとき、又は申し出のおそれがあると認められるときに、地盤変動による建物等の損害等と工事との因果関係について必要な事項の調査を行うものである。
- 2 調査項目として、「工事計画時の地形及び地下水位と地盤変動による損害等の発生時の地形及び地下水位との比較」がある。
- 3 調査項目として、「工事箇所と地盤変動による損害等の発生地点との平面的及び立体的な位置関係」がある。
- 4 調査項目として、「工事の工程と地盤変動による損害等の発生の地質的関連性」がある。

問88 地盤変動要領で定める応急措置に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 応急措置は、建物等の所有者の日常生活を安全に維持し、被害を増大させないための暫定的な対応措置であり、当該措置により従来の機能回復が図られた場合でも、別途、恒久的な修復工事を行う。
- 2 建物等の所有者又は使用者が応急措置を講じたときは、起業者は当該措置に要した費用のうち適正に算定した額を負担する。
- 3 屋根瓦等に損傷を与え、雨漏り等のおそれがある場合の応急措置は、瓦ずれが生じている場合はふき直し、瓦の破損等が生じている場合は従前と同程度の瓦を補足し、ふき直すことになる。
- 4 応急措置の方法等については、建物等の所有者等の事前同意を得る必要はなく、起業者は合理的かつ妥当な範囲で応急措置を講ずる。

《残地及び隣接地工事費等の補償の実務》

問89 残地等に関する工事費の補償（残地工事費補償）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 補償の対象は、残地、残存する物件の存する土地、残存する権利の目的となっている土地、土石砂れきの属する土地の残地、残存する物件又は残存する権利の目的となっている物件である。
- 2 補償の内容は、通路・みぞ・かき・さく等の工作物の新築・改築・増築・修繕、盛土・切土をする必要が生ずる場合に、これに通常要する費用を補償する。
- 3 残地等工事費補償は、残地等に関する損失補償いわゆる残地補償の一態様であることから、例えば、盛土・切土が行われ、従前と同程度の道路面との関係が確保できれば、高低差に伴う価格の低下、利用価値の減少等が生じないことになり、土地価格の低下、利用価値の減少等の損失に対する残地補償は不要となる。
- 4 残地に関する損失及び工事費の補償額の合計額は、残地を取得した場合の価格を超えて補償することはできない。これは、残地取得費を超える場合には、起業者としては、残地を取得する方が経済的に有利となるからである。

問90 隣接土地に関する工事費（隣接土地工事費補償）の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 隣接土地工事費補償は、起業地及び残地以外の土地に生ずる不利益・損失であるので、その性格は事業損失であるが、補償の対象となる工事の内容は、残地工事費補償と同じである。
- 2 隣接土地工事費補償の範囲は、残地工事費補償と同じく「社会通念上妥当と認められる限度において、これに通常要する費用」である。
- 3 隣接地工事費補償を受けようとする者は、自ら起業者に対し工事に必要とする費用を請求しなければならない。請求の方法は、文書でも口頭でもよい。
- 4 起業者と損失を受けた土地所有者等との協議が成立しなかったときは、当事者のいずれか一方から土地収用法第94条の規定に基づき収用委員会の裁決を申請することができる。